平成２３年（フ）第３４０号
埼玉県熊谷市上之1798番地１　バルパレーチェリーブラッサム302
債務者　小島　香織（旧姓廣野）
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７２号
静岡県沼津市下香貫木ノ宮799番地の１　木ノ宮グリーンハイツ107号
債務者　川口　雅彦
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
静岡県沼津市中沢田392番地の５　中沢ハイツＡ301、前住所静岡県沼津市末広町123番地プレステージ末広105号室
債務者　石井とし子
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６２２号
大阪府河内長野市長野町６番10―208号、申立時の住所大阪府河内長野市楠ケ丘９番25号
債務者　美容室髪芝居こと　黒田　啓之
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９２４号
大阪府柏原市玉手町24番地４―305号、前住所大阪府柏原市石川町６番25号
債務者　三浦　哲也
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９７５号
大阪府柏原市玉手町４番49―612号
債務者　兼松　　顕
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９９３号
大阪府松原市天美東７丁目12番５―604号
債務者　そうざいなごみこと　鈴木　栄子
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０３６号
堺市堺区榎元町２丁２番28号　メゾンデッビジョン305号
債務者　松江　千鶴
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０６４号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　１―911号、前住所大阪府和泉市室堂町５番地の１　１―901
債務者　中嶋　由哲
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０６５号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　１―911号、前住所大阪府和泉市室堂町５番地の１　１―901
債務者　中嶋美和子
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１３４号
大阪府松原市天美北７丁目７番11―106号
債務者　山本　和泉（旧姓南）
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１４１号
大阪市西区新町４丁目１番２―903号、申立時の住所堺市中区土師町２丁10番９号
債務者　泉谷　　桂
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１４３号
大阪府高石市綾園６丁目１番25号
債務者　岩本　　隆
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
北海道滝川市北滝の川376番地
債務者　川井　貴之
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
北海道芦別市上芦別町350番地
債務者　大村　博美
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
北海道芦別市旭町129番地　吉岡勲方
債務者　菱沼　民子
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
北海道砂川市西４条北18丁目１番１―33号
債務者　辻　　睦美
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係